

令和 7 年第 4 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和 7 年 4 月 2 5 日
		1 3 時 3 0 分～1 4 時 2 6 分
会	場	海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和7年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和7年4月25日「令和7年第4回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1 番 宮 墓 功	2 番 西 山 勝 敏	3 番 澤 地 正 典	4 番 小 島 卓 巳
	6 番 大 島 好 美	7 番 田 口 修	8 番 井 上 勝
9 番 大 貫 信 夫	10 番 重 田 政 一	11 番 西 海 正 義	12 番 高 橋 修
13 番 鴨 志 田 ひ ろ し	14 番 牛 村 律 子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15 番 倉 橋 芳 明	16 番 塩 脇 章 正	17 番 井 出 吉 延
18 番 鴨 志 田 寛	19 番 青 木 莊 一	

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 本木 大一、主幹兼管理係長 大澤 英和、主 査 加藤 友彦、
主 事 高野 栞、主事補 草刈 颯

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第13号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第14号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第15号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は13名です。また、農地利用最適化推進委員、5名が出席しております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、8番委員と9番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項（1）活動状況、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了しました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告でございますので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がございませんので、このまま議事を進めていきたいと思えます。

それでは、次に、議案書5ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いします。

【主 幹】 受付番号5番になります。申請地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平方メートル、議案書のとおりでございます。譲受人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、申請事由は、世帯内贈与のためでございます。現地の案内図及び写真については、資料1－1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見を伺います。4番委員。

- 【4番委員】 4月3日に説明を■■さん本人からいただきまして、相続対策という形で、今の段階で、娘さんに贈与するという旨を伺いました。
- 以上です。

- 【議長】 続いて、事務局から詳細説明をお願いいたします。

- 【主幹】 ■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの6人が農業従事者となっております。経営者につきましては、令和7年の農家台帳におきまして■■■■さんとなっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数につきましては、■■■■さんが40年、■■■■さんが61年、■■■■さんが24年、■■■■さんが35年、■■■■さんが8年、■■■■さんが11年だそうです。農業従事日数は、■■■■さんが80日、■■■■さんが70日、■■■■さんが30日、■■■■さんが50日、■■■■さんが20日、■■■■さんも20日となっております。■■さん世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■平方メートル、畑が■■■■平方メートル、合計で■■■■平方メートルとなっております。機械についてでございます。主要農機具として、トラクター■台、田植機■台、コンバイン■台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題はないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。
- 以上です。

- 【議長】 続いて、現地調査班の意見を伺います。3番委員。

- 【3番委員】 昨日、1班として、私と15番委員と4番委員、あと1番委員なんですが、1番委員はほかの会議があるということで、私たち3人で行ってきまし、あと、事務局の局長と主査ということで、5人で行きました。現場確認しましたけれども、耕耘されて、田んぼとしてきちっとつくっておりますので、農地として問題ないと思ひます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号 5 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号 5 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものとします。

次に、議案書 6 ページ、日程第 2、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。

受付番号 2 について、事務局から提案説明をお願いします。

【主 査】 まず、農地法第 4 条では、農地を転用する場合は、原則として県知事の許可を受けなければならないということになっております。今回は、自己転用ということになります。

受付番号 2、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■■■■■■平米、転用者は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、駐車場になります。現地の案内図につきましては、資料 2－1 から 2－4 を御覧ください。資料につきましては、案内図のほかに、現地の写真、公図、土地利用計画図、断面図等をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。11 番委員。

【11 番委員】 この場所というか、4 月 5 日に施工業者の代理人の■■■■■■■■■■さんがうちに来られて説明を聞きました。ここの土地というか、交差点のところなんですけれども、この資料 2－1 にある、登記簿上は田んぼになっているのですけれども、現状は畑といったところで、前の北側の道のところが、最近、郵政ができたことによって、この区間、ここの信号から郵政の場所までの道路が極端に悪くて、アスファルトの厚さも物すごい悪くて、現状もでこぼこになっていますというのもあったりとか、あと、自治会からとか、私のほうからも道路課のほうに、ここのところは通学路なので、

何とかならないかというお話もある中、今回、この申請が出たわけなのですけれども、以前、これはもともとの土地の所有者は去年亡くなられていて、相続が終わって、■■■■さんがここを譲受けとなって、もともと■■■■坪ぐらいあった土地が■■■■坪ぐらいが雑種地、駐車場という形になっていて、残りの■■■■坪が現状、畑という形になっているんですけれども、それがどうしてそうなったのか分からないんですが、ここの道路のところで、通学路もあって、中学生が車とぶつかって事故が起きたりとかという背景もあったりして、あと、先代の■■■■■さんとの道路の整理と、ここの土地の若干トラブルがあったっぽくて、なかなか前に進まなくて、いろいろな意味で整備ができなかったというところで、今回、相続によって代替わりしたことによって、ここの場所がある程度状況的には結構安全に保てるのかなというのと、転用したことによって、農地も何となく曖昧な状態で残っていたところもあったりとかして、今後、使い勝手としては、そういう形ではいい形で、あとは道路のほうも何とかこのところでうまく整備できればなという感覚で、代理人の方とも話したんですけれども、そのところで、今後、いろいろな兼ね合いの中で、現状を見に行ってしまうと、土留めがどうなっているんだとかが多分あると思うんですけれども、結局、その道路がうまく施工されていないことで、それをやっても意味がない状態とかが恐らくできてしまっているんで、そういうところも含めて今後、ここの場所に関しては、僕もちょっと注視しているんですけれども、まずは転用なさって、その後にそのところをどう整備していくかというのは、一緒に見続けていきたいと思って、施工会社の方ともお話をし、押印をさせていただきました。

以上です。

【議長】　ただいま、11番委員のほうから、道路に関する状況がございましたけれども、それらの関係はまた事務局のほうで、道路部門とか、その辺のところにお伝え願うということも含めて、次の事務局からの詳細説明をお願いしたいと思います。

【主査】　それでは、詳細説明をさせていただきます。

こちらは、所有者であります■■■さんが、中野■■■の所有農地に駐車

場を整備する旨の申請になります。申請地の南隣にあります駐車場も自己所有地でございまして、そちらも最近、駐車場として、再度整備し直しております。その駐車場と続きで一体利用したいということで、不動産管理会社から相談があったとのこと。理由としましては、すぐ近くの市街化区域にあります、管理会社で管理されている駐車場が、共同住宅を建てることによって、その代替の駐車場として使用したいとの要望によりまして申請に至りました。今回の申請地ですが、農地の立地基準につきましては第3種農地になります。これは、西側の道路に水道、下水道が埋設されておりまして、500メートル以内に歯医者や小学校があることから、第3種農地として判断しております。

続きまして、資料2-3の土地利用計画図や2-4の断面図を御覧ください。図は、上側が東を指しております。現況の高さは、西側道路から約20センチ程度高く、南隣の既設の駐車場と同じ高さとなっております。高さはほぼそのまま転圧いたしまして、砕石を15センチとして整備する計画です。申請地の東側や北側はそのまま土羽といたしまして、単管による車止めの設置やトラロープでの区画の明示をいたします。雨水につきましては、そのまま敷地内浸透処理とする計画となっております。隣接農地の同意書の添付もありまして、転用が不確実とされる要因は確認できず、被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

以上です。

【事務局長】 先ほど市道9号の整備の関係、こちらについて補足させていただきます。

今、会長からのご指示がありましたように、道路部門に私のほうからこちらについて内容は伝えさせていただきます。現状、11番委員がおっしゃるように、いわゆる土留めという形では行っておりませんが、かなり緩やかな傾斜の土羽でやっております、■■■平米ほどある中でも、車6台分しか使わないような形で今考えておりますので、かなり緩やかな土羽、つまり、崩れてくるような急なものにはならないというふうに施工会社の代理人からも聞いておりますので、当面このような形で進めさせていただければと考えております。

以上です。

【議長】 続いて、現地調査班の意見を伺います。3番委員。

【3番委員】 10号議案と同じように、事務局と1班の3人の5人で現地確認をして、農地としてはきちっと今までも管理されていたということはあったということです。今、地元の方から言われましたけれども、畑まできちんとやるのではなくて、畦畔でなだらかにやって、北のほうに看板があるんですが、それを撤去せずに、説明があったように、今のうなっている畑までしか、転圧して碎石を入れるということだったので、私としてはそれでいいのかなと思っていますけれども、道路とかいろいろ問題は、今後のことで、農地として問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【2番委員】 転用に関してなんですけれども、1反の田んぼがあって、本来なら1反の田んぼ、全部転用しちゃうんですけれども、それを半分だけ転用して、半分だけ残すような転用の仕方というのはできるんですか。よく開発の関係で、1,000平米以上は開発関係がかかるから、許可が必要だから、開発をかけないで、500平米だけ開発をかけて、残りは残すというふうなやり方がありますよね。農地転用に関してもこういうようなやり方ができるのかどうか。

【主査】 その場合は求積図をつけていただいて、例えば1,000平米のうち500平米は、この位置を転用したいという形で求積図をつけていただいて、例えば農地法4条の申請に限って受付することができます。農地法5条でも使用貸借、いわゆる権利の移転が絡まなければ可能です。所有権の移転を伴うような場合は分筆をしてからという形になります。

【2番委員】 というのは、例えば今年やって、また来年もやりますというような、そんなやり方はできるんですか。あくまでも1回転用した土地に関して、土地の周りに関しては、何年か転用はできませんよというような規制はないんですか。

【主査】 ございませぬ。例えば駐車場に半分転用して使用していたところ、こ

れこれこういう理由で、どうしても足りないといった場合、拡張するということは十分考えられます。

【2番委員】 分かりました。ありがとうございました。

【議長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第3、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合に、原則として県知事の許可を受けなければならないというふうに規定されているものでございます。

それでは、受付番号1です。申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。転用者は、東京都港区■■■■■■■■■■、■■■■株式会社、代表取締役■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、賃借権の設定です。現地の案内図につきましては、資料3-1を御覧ください。資料は、案内図のほか、現地の写真、3-2から5まで公図や土地利用計画図等をお配りしております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見を伺います。13番委員。

【13番委員】 先日、■■さんの代理人の方が自宅のほうに来まして、提案内容についての説明を受けました。以前から■■さんのほうで駐車場を探しているということで話がありまして、近隣を探していたところ、■■さんのちょうど横が社宅になっていまして、地続きでちょうどいいところで、何とか今回、貸してもいいよということで話がついたようで、近隣との畑のほう

との土留めというか、立ち上がったりとか、区分けはちゃんとできそうなので、問題ないということで判断して、捺印をしました。

以上です。

【議長】 続いて、事務局から詳細説明をお願いします。

【主査】 本件の業者は、港区に本社がありまして、申請地南側に事務所もある■■■■株式会社が自己の駐車場として使用したいという旨の申請になります。■■■■は、現在の申請地の隣にあります社員寮の利用者から、駐車場を希望する者が増加したことから、社員寮内に止めている営業車両の移動先といたしまして駐車場用地を探したところ、条件面で希望の合う本申請地の所有者と合意が形成できたことから、今回、申請がされました。今回の立地基準につきましては、第2種農地になります。これは、市街化区域より500メートル以内の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満の中にある農地ということで判断しております。

続きまして、資料3-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上側が西を指しております。申請地は、北側と東側を海老名市道、南側は農地に囲まれた農地でございます。申請地を最大22センチの高さで転圧、砂利敷きといたしまして、15台分の駐車場として整備するという計画となっております。申請地の周囲につきましては、コンクリートブロック擁壁と、高さ100センチのフェンスで囲いまして、区画ロープを設置する計画となっております。雨水等につきましては、申請地入り口部分に雨水トレンチを設置いたしまして、勾配を入り口側に取りまして、敷地内浸透処理とする計画となっております。南側農地の隣地同意につきましても添付がございますし、転用が不確実とされる要因は確認できませんで、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

以上です。

【議長】 続きまして、現地調査班の意見を伺います。3番委員。

【3番委員】 昨日、10号、11号議案と同時に、現地確認してきました。農地としてはすばらしい農地で、きちっと耕耘され、雑草1本も出ていない状態でした。農地として問題ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【10番委員】 資料3-1の写真を見て、資料3-3を見ると、市道に囲まれていると今おっしゃったんですけれども、市道らしい市道はあるのかなと。あと、市道に入っていく道というのはあるんですか。それがちょっと気になったので。市道に囲まれている畑と言ったんだけど、市道というのはどこから入る市道なのか。

【議長】 いわゆる駐車場の出入口ということですね。進入路。

【10番委員】 出入口。

【主査】 市道自体は、南側から入れるようにはなっているんですけれども、道路としては特段舗装をされておらず、黒土で、そこだけ耕作はされていないというか、うなっていない状態で、ここが道路なんだろうなというのが辛うじて分かるレベルです。

【10番委員】 道路が畑になっている。

【主査】 そうということです。

以上です。

【13番委員】 今回つくる駐車場のほうの出入りは、横の社宅のほうを空けて、そっちからの出入りになりまして、ここは、写真で家があるところまで市道が来ていまして、その後は細い道しかなくて、通常は車の通る道にはなっていません。駐車場の出入りは、横の社宅のほうからの出入りになります。

【10番委員】 市道に入る道というのはあるんですか。

【13番委員】 駐車場の出入り。

【10番委員】 駐車場から出入りする記載のない道ということ。

【13番委員】 市道は途中で止まっているので、南から入る。そっちから出入りしないで、そこに住宅の建っているところの上の人のところまでしかないの。手前まで。

【事務局長】 今の13番委員の説明のとおりなんですけれども、イメージとしては、昔で言う、馬入れという1.8しかない道、ああいう感じの道が畑の周りを回っているというだけで、道路としての形態はしておりません。だから、ご自宅を使う方が家に入るための道路として市道はどんつきみたいにある

況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内で、面積■■■平方メートル、ほか■筆、議案書に掲載のとおりでございます。事務局で４月１１日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われます。

【議長】 説明が終わりました。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようですので、受付番号 6 について、採決をさせていただきます。

(举手)

【主 幹】 議案書の 9 ページ、受付番号 7 になります。被相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、続柄は■■■となっております。引き続き農業を行っている期間は、令和 4 年 5 月 2 1 日から令和 7 年 4 月 2 5 日までとなっております。特例農地等の明細でございますが、海老名市杉久保■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、面積、■■■■平方メートル、ほか■■■筆になります。議案書に記載のとおりでございます。事務局で前件同様に 4 月 1 1 日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われます。

【議長】 説明が終わりました。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書11ページ、日程第5、議案第14号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 議案書11ページの農用地利用集積計画案についてご説明いたします。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、農地の貸し借りの方法が、令和7年4月から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく中間管理事業を介した方法へ完全移行となりました。このたび、同法第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借りについての申出がありましたので、農用地利用集積計画案を上程いたします。この審議を経て、農地中間管理事業であります神奈川県農業会議に対し、計画案を送付いたしまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。その後、農業会議にて審議を行い、計画が策定されましたら、海老名市にて決定された計画の認可、不認可を再度審議し、認可とした場合に公告を行いまして、権利の設定の効果が生じます。なお、海老名市では、この貸し借りの期間について、便宜上、全ての終期を12月末としております。なお、議案書については、今回の改正に伴いまして、借り手と貸し手の間に中間管理機構が入る形になりますため、このような形で記載をさせていただいておりますが、こちらはあくまで制度上の都合でこのような形となるだけですので、今回の総会での説明はこれまでどおり、実際に農地を貸す方、借りる方の2名のみを説明させていただければと思います。

では、受付番号8です。借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、

上郷■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年7月1日から11年12月31日まででございます。こちらは農業振興地域内、新規の計画となります。こちらの案件については、4月11日に事務局で現地調査を行いまして、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の規定する要件を満たしておりますため、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号8について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号9です。借り手は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年7月1日から11年12月31日まででございます。こちらも農業振興地域内、新規の計画となります。こちらも4月11日に事務局で現地調査を行いましたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する要件を満たしており

ますため、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

受付番号 9 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようですので、受付番号 9 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 12 ページ、日程第 6、議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

それでは、議案第 15 号について事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 こちらは、A4 の 4 枚つづりで、右上に別紙様式 1 と書いてある資料を御覧いただければと思います。

最適化活動とは、主に農地の有効利用のための集積、いわゆる貸し借りや遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化のための活動のことを指します。令和 4 年 2 月に発出されました農水省の通知に基づき、農業委員会は、毎年、この最適化活動の目標を設定し、4 月末までにあらかじめ神奈川県農業会議に確認いただいた上で公表することとなっております。

では、別紙の資料を御覧いただければと思います。

こちらは報告事項とさせていただきますので、詳細説明は割愛いたしますが、1 ページ目は、令和 7 年 4 月 1 日時点での農業委員会の体制や農家数等について記載されており、続いて、2 ページ目は、これまでの農地の貸し借りや遊休農地の解消の実績に基づいたそれぞれの今年度の目標について記載をさせていただいておりまして、3 ページ目は、新規就農や最適

化活動の強化月間の関係の目標等が記載されております。なお、これらの資料は、事前に神奈川県農業会議へ提出しておりまして、こちらの内容で確認、了承をいただいておりますので、その旨の農業会議からの書類を４ページ目につけさせていただいております。これらの目標達成を目指して、今年度、活動を行いまして、翌年、来年に実績として点検、報告する形となります。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、議案第１５号について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、議案第１５号について採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１３ページ、６．そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（１）農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号６から１０について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事補】 農地の一時使用について、一括説明させていただきます。

県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の３者から連名で申請をもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしております。

それでは、受付番号６から１０を一括でご説明いたします。現地の案内図及び公図につきましては、資料４－１から６－２までを御覧ください。

次に、受付番号7、資料は、5-1及び5-2を御覧ください。申請地は、大谷■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、田、面積、■■■■平米です。土地所有者は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■■でございます。

次に、受付番号9番、資料は、6-1及び6-2を御覧ください。申請地は、大谷■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積が■■■
■平米です。土地所有者は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■でございます。

各土地の使用者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■株式会社、代表取締役■■■■です。各土地の事業主は、勝瀬１７５番地の１、海老名市長内野優、工事名は、国分一号幹線排水路改修事業、目的は、同事業の作業ヤードとして使用したいとのことです。使用期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。令和６年度の第１１回定例総会でご審議いただいた案件の引き続きでございます。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送いたします。

【議長】 それでは、受付番号 6 から 10 について、一括して質疑のある方。

【議長】 ないようですので、報告につきましては了承したいと思います、
ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書 15 ページ、(2) 農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事 補】 受付番号4について、説明させていただきます。

農地の使用貸借権について、合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

案件は1件ございます。

受付番号 4、届出地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目が畑、現況地目が畑、面積、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。貸人は、海老名市杉久保南■■■■■■■■■■、■■■、借人は、海老名市本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、代表社員■■■■■■■■■■でございます。農用地利用集積計画作成により行われておりました普通畑の使用貸借権の解約となります。合意により解約する日は令和 7 年 3 月 2 4 日、土地の引渡し日は令和 7 年 3 月 2 4 日で行うという届出内容となっております。事務局で 4 月 1 1 日に現地調査を行い、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書 16 ページ、(3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを案件といたします。

それでは、受付番号6及び受付番号7について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 幹】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合につきましては、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めておりますのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号になります。

それでは、議案書17ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和7年3月1日から3月31日までの間に届出がされたものでございます。受付番号6番、7番の2件、畑の1,215平方メートルでございます。

続きまして、議案書18ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、同じく令和7年3月1日から3月31日までの間に届出がされたものでございます。受付番号11番から17番の7件、全て畑で、3,757.26平方メートルでございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告させていただきます。

以上になります。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【2番委員】 農地中間管理機構が出ることによって、書類上の例えば届出とか、そういったものは変わってくるんでしょうかね。今までは2者間での書類上の引渡しなんだけれども、農地中間管理機構が入ることによって、書類は

例えば県のほうから送られてくるとか。

【議長】 書式。

【2番委員】 書式ですね。

【主 査】 書式は、大分変わっておりまして、今までA4横の1枚、表書きで、中に土地の詳細とかを書いていたんですけども、貸し手の情報と、貸し手の土地明細を書いてもらって、今度は借り手のほうの情報の様式と、そちらの土地明細を書いていただく形になるので、書類的には4種類、貸し借りで必要になってきます。こちらに出していただいて、審議して、農業会議にそのものを送ると。

【2番委員】 それからまた返ってくる。

【主 事】 農業会議から、集積の計画案、これでいいですと返ってくるので、そうしたら海老名市のほうで、この計画で大丈夫かというのを再度認めるか認めないかというのを審議して、それでいいということであれば海老名市長名で公告をするような形で、最終的に、借り方と貸す方に対して通知を、それは農業会議のほうから取るような形になるんですけども、その期間が書類を出してから2か月ぐらいかかってしまいます。

【2番委員】 貸し手、借り手と、あと農地中間管理機構とのコミュニケーションというのは必要ないんですよね。電話での連絡とか、いろいろな形は必要ない。あくまでも農地中間管理機構のほうでは書類上のあれで名前が入ってくるという。

【主 事】 そうです。ただ、今後、更新をするとかになってくると、それは農業会議が主体でやるような形になるので、その際に恐らく、登記簿とかも必要書類とかで求められる……。

【2番委員】 可能性もあると。

【主 事】 それは農業会議から借り手と貸し手に連絡が行くことはあると思います。

【2番委員】 じゃ、ちょっと複雑になるんですね。

【議長】 何かそういうしおりみたいなものは書式を含めて整理されたものというのはないのかね。あったら、何かの機会にお示しをいただいたほうがいいかなと思うんだよね。委員会のほうに来てから、皆さん、戸惑うより

も、あらかじめ、こういうふうな形に変わったんだよということを承知の上で来ていただいたほうがスムーズだね。

【事務局長】 次回の承認の議案のときに、何かしら説明できる資料を用意するように。今の口頭での説明だとほとんど……。

【議長】 分かりづらいよね。

【事務局長】 今言っていた、簡単なしおりがあれば良いのですが、なければ、どういうやり取りしているのかとサンプルの申請用紙を用意して、それで説明ができるようにしよう。

【議長】 記載例みたいなのを書いて、何かしおりみたいにつくっておいたほうが親切だね。

【事務局長】 間に中間管理機構が入ることになって、書式もがらっと変わりましたということなんですけれども、それ自体は物を見ながらじゃないと分かりにくいですね。

【議長】 そうですね。

【2番委員】 今、田んぼが、10町歩、15町歩ぐらいが海老名市では多いじゃないですか。そういう人たちが全て集積の関係の書類を書いているかというのと、そうでもないと思うんですよね。せいぜい3分の1が書ければいいかなという。残りの3分の2はほとんど届出がないような状況になっているのかなという感じがするんですよ。

【議長】 それは検討していただいて、皆さんで整理していただけるようにいたしましょう。

そのほか。

【3番委員】 今に関連で、借りるほうの貸し借りは中間機構に入るという話なのですが、合意解約の話もありましたよね。これとこれ、やめますと。それのときには、中間管理機構というのは絡まないんですか。借りる場合は結構面倒くさいんだけど、解約の場合は。

【議長】 解約の場合の手続というのは。

【3番委員】 この問題は、いろいろな場面場面で出てくると思うんです。罰則があるのかとか、前回も、12日に会ったときに。ちょっと休憩していただいてよろしいですか。

【議 長】 はい。

【3 番委員】 それで、そんな話を事務局の方としたんですよ。ですから、ここで1人1人が質問するんじゃないくて、先ほど言われたように、きちっと管理機構の、どんな形なのかということがまだ漠然としている形があるので、罰則だとか、賃金の問題、どうするのかとか、そういう払い方があると思うので、それがある程度確定してから、やはり皆さんにこの場面で細かく説明されたほうがいいのではないかと思います。

【議 長】 先ほど局長が言われたように、整理していただいて、例えば次回あたり、皆さんにお伝えするというふうにしましょう。そうしないと、皆さんに全体に伝わっていきませんからね。まず農業委員の皆さんに承知していただくことが専決です。

【3 番委員】 我々が分からないと説明できない。

【議 長】 そういうことですね。それでは、そのようなことでお願いします。
そのほか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局のほうからは。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 それでは、本日の定例総会は終了といたします。
2 番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2 番委員】 十分な慎重審議、ありがとうございました。
これをもちまして、第4回海老名市農業委員会定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —